

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで

私は、昭和44年5月ごろに国民年金に夫婦で加入した。亡妻から、駆け出しの苦しいときも国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間について、亡妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとする申立人の亡妻は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和40年11月から41年3月までの自身の保険料を54年3月に第3回特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和53年4月以降の保険料をすべて納付しており、47年10月から49年12月までの期間及び平成11年12月から16年10月までの期間において国民年金付加保険料を納付している上、前納制度を活用するなど納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその亡妻は、国民年金被保険者名簿により保険料納付日が確認できる昭和45年4月から49年3月までの期間において、すべて同一日に保険料を納付していることが確認できるなど、申立期間についても亡妻と同様に保険料が納付されているはずであるとの申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び給与明細書等により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出していることを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年3月の保険料について納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月2日から3年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を元年5月2日に、資格喪失日に係る記録を3年3月1日に訂正し、標準報酬月額については、元年5月から2年2月までは8万円、同年3月は8万6,000円、同年4月は8万円、同年5月から同年7月までは8万6000円、同年8月から同年10月までは8万円、同年11月は8万6,000円、同年12月から3年1月までは8万円、同年2月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から平成元年4月1日まで
② 平成元年4月1日から3年4月1日まで

B奨学生として、C出張所及びA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間②のうち、平成2年3月1日から同年12月31日までの期間及び3年2月1日から同年同月28日までの期間において、同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、B奨学会から提供された従業員台帳（以下「従業員台帳」という。）によれば、申立人は、申立期間②のうち、平成元年5月2日から、「A社」の名称で適用事業所の届出が行われている「D出張所」に登録されており、申立人と同様に奨学生だった複数の同僚は、「自分は、入社と

同時に加入記録がある。」、「申立人は、退職まで勤務形態に変わりなく勤務していた。」と証言している上、同僚の一人は、平成元年4月から3年1月までの給与明細書を保存しており、同明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、元年5月2日から2年2月28日までの期間及び3年1月1日から同年同月31日までの期間において、「A社」に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び報酬月額並びにその算定結果から、平成元年5月から2年2月までは8万円、同年3月は8万6,000円、同年4月は8万円、同年5月から同年7月までは8万6000円、同年8月から同年10月までは8万円、同年11月は8万6,000円、同年12月から3年1月までは8万円、同年2月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年5月から3年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成元年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、従業員台帳により、別の事業所であるC出張所において登録されていることが確認でき、3年3月1日から同年4月1日までの期間について、同年3月25日ごろがA社における最終勤務日であったと申述している上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、申立人の元年4月1日から同年5月1日までの期間及び3年3月1日から同年4月1日までの期間における同社の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、従業員台帳により、申立人が申立期間①においてC出張所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を当時の事業主に照会したところ、「申立人は短期間勤務していたと思うが、勤務実態について確認できる資料は無い。申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないので、保険料を控除していない。」と回答しており、オンライン記録においても、昭和59年4月5日に当該事業所が適用事業所ではなくなったことが確認できることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険料の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①において申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社のC工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年10月13日）及び資格取得日（昭和35年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月13日から35年9月21日まで
昭和32年4月にA社に入社後、継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社のB工場において昭和32年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年1月21日に被保険者資格を喪失と同時に同社のC工場において被保険者資格を取得し、同年10月13日に被保険者資格を喪失後、35年9月21日に同社のC工場において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期に勤務していた元従業員は、「私は、申立人の仕事の現場に資材を調達していたが、申立人は、申立期間において継続して勤務しており、勤務形態にも変更は無かったと思う。」と証言している上、申立期間において申立人と同質性の高い業務形態の複数の元従業員においては厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社のC工場に継続して勤務し、厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前のオンライン記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できず不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年10月から35年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月及び同年 6 月

私が A 社を退職し、平成 17 年 7 月に再就職するまでの間、私の母が、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をし、国民年金保険料と国民健康保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

また、申立人の平成 17 年 4 月の国民年金保険料については、オンライン記録により、納期限後の同年 7 月 1 日に納付されていることが確認できることから、「毎月納期までに納めていた。」とする申立人の母親の申述と整合しない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年11月までの期間、48年2月から59年12月までの期間、60年10月から同年12月までの期間、61年7月から同年9月までの期間、63年10月から同年12月までの期間、平成元年4月、2年10月、3年1月から同年2月までの期間及び4年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年11月まで
② 昭和48年2月から59年12月まで
③ 昭和60年10月から同年12月まで
④ 昭和61年7月から同年9月まで
⑤ 昭和63年10月から同年12月まで
⑥ 平成元年4月
⑦ 平成2年10月
⑧ 平成3年1月及び同年2月
⑨ 平成4年10月から同年12月まで

昭和47年8月に会社を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、親か地区の人に勧められて国民年金に加入し、夫の分と一緒に集金の人に保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の分と一緒に集金人に保険料を納付していたと思うと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、申立期間及び昭和62年度の保険料を除き、昭和60年1月から平成6年6月までの期間内における国民年金加入期間の保険料を過年度納付しているのに対し、その夫は、昭和49年4月から平成元年3月までの保険料を現年度納付しており、

同年4月から6年3月までの保険料を前納していることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張とは整合しない上、申立人の記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等が不明である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間は、合計9回で163か月に及んでおり、そのすべてにおいて、行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 37 年 5 月 5 日まで

昭和 35 年 3 月に A 社（現在は、B 社）の C 所に入社した。入社して間もなく、同社の D 所に移ってくれと言われ、申立期間にはそこで勤務した。D 所の所長や同僚の名前を記憶しており、当時の写真も持っている。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社の D 所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人が保有する当時の同社の D 所や同僚と一緒に写った複数の写真及び申立人の具体的な申述内容によりうかがえる。

しかしながら、B 社の担当者は、「申立人の申述する当社の D 所は確かに存在していたようだが、申立期間当時の人事記録を保存していないため、申立人及びその同僚に係る人事記録を確認することができない。」と証言している上、オンライン記録によれば、申立人が名前を記憶している当時の所長の厚生年金保険加入記録は確認することができず、同僚については、申立人が記憶しているのは姓のみであり特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、年金事務所が保管する当該事業所に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、同名簿において確認できる同僚に当時の状況を確認すべく試みたが、同事業所は社会保険の適用を本社一括で行っており、かつ、従業員が多数であることや同名簿からは申立期間同時に同社の D 所に勤務していた者についての特定をすることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を

得ることができない。

さらに、申立期間当時の当該事業所の事情を知る元従業員は、「A社では、アルバイトについては厚生年金保険に加入させていなかった。また、臨時雇いから本採用になり、厚生年金保険に加入させてもらうまでには、年齢や職歴等により様々だが、平均して1年から1年半程度の勤務期間が必要だった。」と証言しており、当時、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 10 日ごろから 同年 10 月 1 日まで

② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 30 日まで

昭和 48 年 3 月 10 日ごろに A 社に B 職として入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 10 月 1 日となっている。また、入社から退職するまでの間、固定給で 16 万円前後の給与を受けていたが、同社における標準報酬月額は 7 万 6,000 円となっており、給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間①における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び申立期間②における標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、昭和 47 年 5 月 10 日に法人として設立されているところ、オンライン記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、48 年 10 月 1 日であり、同事業所における事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日が同日以降となっており、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所として手続を行った形跡は見当たらない。

また、当該事業所は「関連資料が保管されていないため、申立人の在籍及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している上、昭和 47 年 3 月ごろに入社し、同事業所が適用事業所となった 48 年 10 月 1

日に資格取得をしている同僚は「私が入社した当時は社会保険に加入していなかった。昭和 48 年に入ってから社会保険に加入することとなったと記憶しているので、資格取得日に間違いは無いと思う。」と証言していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

さらに、当該事業所の社会保険事務を受託している労務管理事務所は、昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所として届出を行っており、同日で申立人の資格取得届も提出している旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、当該事業所のオンライン記録によると、申立期間②当時、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額については、申立人とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、前述の労務管理事務所によると、申立人に係る標準報酬月額は 7 万 6,000 円で届け出た旨の証言をしている上、申立人と同職種の同僚は「はっきりと覚えてはいないが、申立期間②当時は報酬を固定給で受けていた。自分の標準報酬月額に間違いがあるとは思っていない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。